

意見公募手続を実施しなかった場合

1 規則等の題名

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）に係る処分基準の一部改正

2 根拠法令・条項

○ 道路交通法施行規則第1条第2項第1号

3 規則等の制定日

令和5年3月31日（金曜日）

4 結果公示の日

令和5年3月31日（金曜日）

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）第38条第4項第8号に該当

6 適用除外の理由

法改正に伴う条文の整理であり、意見公募手続を必要としない軽微な変更該当

7 規則等の概要

- 審査基準
- 新旧対照表

8 参考資料

9 担当課・連絡先

- 高知県警察本部交通部交通企画課
Tel：088-826-0110（代表）

10 備考

審 査 基 準

令和5年3月31日

法 令 名：道路交法施行規則
根 拠 条 項：第1条第2項第1号
処 分 の 概 要： <u>乳母車</u> の確認
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：
審 査 基 準： 申請に係る <u>乳母車</u> を特定の方法により通行させることが他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることにつき確認するもの。確認を行う場合の具体例としては ① 経路が特定されており、申請に係る <u>乳母車</u> の大きさに照らして、当該経路（歩道等）が十分な幅員を有している場合（なお、経路の一部の幅員が十分といえない場合でも、短距離であるなど、他の歩行者の通行を妨げるおそれがあるとまでは言えない場合も確認を行う。） ② 特定した経路中に見通しの悪い交差点等があり、 <u>乳母車</u> の後方で操作する場合に他の歩行者との衝突等の危険が生じる可能性がある場合でも、適切な安全措置（ <u>乳母車</u> の前方に成人を配置し、歩行者に注意しながら通行するなど）をとる場合 等である。 なお、 ○ 上記①、②等の検討を行うに当たっては、主な使用時間帯における当該経路の交通量を考慮すること。 ○ 上記①、②等を満たす複数の経路を同時に確認してもよい。
標 準 処 理 期 間：7日 (ただし、2以上の警察署の管轄にわたる場合は、7日を超えることがある。)
申 請 先：道路交法施行規則第1条第2項第1号に定める通行の場所を管轄する警察署交通課窓口
問 い 合 わ せ 先：道路交法施行規則第1条第2項第1号に定める通行の場所を管轄する警察署交通課・警察本部交通部交通企画課
備 考：

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">審査基準</p> <p style="text-align: right;">令和5年3月31日</p>	<p style="text-align: center;">審査基準</p> <p style="text-align: right;">令和元年12月1日作成</p>
<p>法令名：道路交通法施行規則</p>	<p>法令名：道路交通法施行規則</p>
<p>根拠条項：第1条第2項第1号</p>	<p>根拠条項：第1条第2項第1号</p>
<p>処分概要：<u>乳母車</u>の確認</p>	<p>処分概要：<u>小児用の車</u>の確認</p>
<p>原権者（委任先）：警察署長</p>	<p>原権者（委任先）：警察署長</p>
<p>法令の定め：</p>	<p>法令の定め：</p>
<p>処分基準：</p> <p>申請に係る<u>乳母車</u>を特定の方法により通行させることが他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることにつき確認するもの。確認を行う場合の具体例としては</p> <p>① 経路が特定されており、申請に係る<u>乳母車</u>の大きさに照らして、当該経路（歩道等）が十分な幅員を有している場合（なお、経路の一部の幅員が十分と<u>言えない</u>場合でも、短距離であるなど、他の歩行者の通行を妨げるおそれがあるとまでは<u>言えない</u>場合も確認を行う。）</p> <p>② 特定した経路中に見通しの悪い交差点等があり、<u>乳母車</u>の後方で操作する場合に他の歩行者との衝突等の危険が生じる可能性がある場合でも、適切な安全措置（<u>乳母車</u>の前方に成人を配置し、歩行者に注意</p>	<p>処分基準：</p> <p>申請に係る<u>小児用の車</u>を特定の方法により通行させることが他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることにつき確認するもの。確認を行う場合の具体例としては</p> <p>① 経路が特定されており、申請に係る<u>小児用の車</u>の大きさに照らして、当該経路（歩道等）が十分な幅員を有している場合（なお、経路の一部の幅員が十分と<u>言えない</u>場合でも、短距離であるなど、他の歩行者の通行を妨げるおそれがあるとまでは<u>言えない</u>場合も確認を行う。）</p> <p>② 特定した経路中に見通しの悪い交差点等があり、<u>小児用の車</u>の後方で操作する場合に他の歩行者との衝突等の危険が生じる可能性がある場合でも、適切な安全措置（<u>小児用の車</u>の前方に成人を配置し、歩行</p>

しながら通行するなど)をとる場合
等である。
なお、
○ 上記①、②等の検討を行うに当たっては、主な使用時間帯における
当該経路の交通量を考慮すること。
○ 上記①、②等を満たす複数の経路を同時に確認してもよい。

標準処理期間：7日
(ただし、2以上の警察署の管轄にわたる場合は、7
日を超えることがある。)

申請先：道路交通法施行規則第1条第2項第1号に定める通行
の場所を管轄する警察署交通課窓口

問い合わせ先：道路交通法施行規則第1条第2項第1号に定める通行
の場所を管轄する警察署交通課・警察本部交通部交通
企画課

備考：

者に注意しながら通行するなど)をとる場合
等である。
○ 上記①、②等の検討を行うに当たっては、主な使用時間帯における
当該経路の交通量を考慮すること。
○ 上記①、②等を満たす複数の経路を同時に確認してもよい。

標準処理期間：7日
(ただし、2以上の警察署の管轄にわたる場合は、7
日を超えることがある。)

申請先：道路交通法施行規則第1条第2項第1号に定める通行
の場所を管轄する警察署交通課窓口

問い合わせ先：道路交通法施行規則第1条第2項第1号に定める通行
の場所を管轄する警察署交通課・警察本部交通部交通
企画課

備考：